

別紙

業務委託仕様書

1 委託条件

- (1) 主食及び副食、汁物の材料調達、調理及び昼食用弁当提供業務の委託であること。
- (2) 栄養士による栄養管理及び衛生管理がなされていること。また、常時委託者と連絡調整が取れる勤務体制であること。
- (3) 献立表の作成及び調理は受託者の調理場等で行うこと。
- (4) 調理済みの弁当をランチルームまで配達し、昼食終了後は弁当を回収すること。
- (5) 柏崎高等学校附属中学校の生徒が定時に喫食できること。
ランチルームへの搬入完了時刻 11時40分
昼食開始時刻 12時00分
- (6) 食器類、食缶（給食運搬用容器）は受託者が用意し、管理すること。
- (7) 弁当提供に係る事故の責任が負えること。
- (8) 業務を第三者に再委託しないこと。
- (9) 関係法規が遵守されていること。
- (10) 業務実施に関し必要な事項については、その都度、学校長の指示によること。

2 委託業務内容

- (1) 献立表1ヶ月分を作成して次月の5日前までに委託者に届けること。
- (2) 受託者の施設において材料調達及び調理を行うこと。
- (3) 弁当等は、指定された時間（通常時11時40分）までに搬入すること。
- (4) 昼食終了後は弁当等を回収すること。残飯及び残菜は、回収の上、処理すること。
- (5) 異物混入、献立や指示内容との不一致、搬入時間の大幅な後れなど問題が発生した際は、その内容、今後の対応等を記載し、速やかに提出すること。問題発生時の対応については、その都度、委託者側と協議する。

3 必要食数及び実施日数（令和8年度）

- (1) 1日当たりの食数 37食（令和9年度は72食、令和10年度は107食）
- (2) 年間実施日数 190日（年度ごとに増減する可能性がある）

4 委託料

- (1) 委託料は、昼食用弁当1食あたりの単価に食数を乗じた額とする。
- (2) 昼食用弁当1食あたりの単価は、400円（税込み）とする。
- (3) 食材の価格高騰等により委託料を変更する必要が生じた場合は協議すること。